

吳市教育委員会議題  
(令和3年7月28日定例会)

吳市教育委員会

令和3年7月28日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第21号 請願書について
- 4 報告第20号 寄附受納について
- 5 報告第21号 教科用図書採択に関する他都市状況調査について
- 6 教議第22号 教育振興基本計画の策定について 【非公開】
- 7 教議第23号 臨時代理の承認について(契約の締結) 【非公開】
- 8 教議第24号 「教育委員会事務点検・評価(令和2年度事務事業対象)」に係る意見交換について 【秘密会】

教議第21号

請願書について

1 請願者

教科書ネット・呉

2021年6月18日

呉市教育委員会  
教育長 寺本 有伸 様

教科書ネット・呉

共同代表 岩崎智等 [REDACTED] 花岡美紀 [REDACTED]

中室 茂 [REDACTED] 岸 直人 [REDACTED]

連絡先 是恒 高志 [REDACTED]

## 高校教科書「歴史総合」の適正な採択を求める請願

コロナ禍の中、呉市の教育の充実と、教育環境充実と安心と安全の確保のためにご尽力いただいているところに敬意を表しつつ感謝しています。今年度は高等学校学習指導要領改訂に伴い「歴史総合」等の新科目が採択されます。つきましては呉市立呉高等学校「歴史総合」教科書採択につき以下の請願をします。

### 1. 請願事項

高等学校教科書「歴史総合」の採択は5月18日の呉市教育委員会において決定した採択の基本(※)に則り、当該校における調査・研究に基づく選定を尊重して行い、当該校に特定の教科書の排除を示唆するような「指導」「助言」を行うことなく適正かつ公正な採択をしていただくことを請願いたします。

#### (※) (1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、呉高等学校(以下「学校」という。)の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定し、報告した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

### 2. 請願理由

#### (1) 呉市教委は教科書採択への不当支配をしてはならないこと

2012年から、東京都と横浜市、大阪府、大阪市の教育委員会が、実教出版『高校日本史』の記述が当該の各教育委員会の考え方と異なるなどとの見解を発表し、検定に合格しているにもかかわらず高校に当該教科書を選定しないよう圧力をかけ、東京、神奈川の都県立高校での採択はゼロになりました。各教育委員会が問題にしたのは、当該教科書が、国旗・国歌法成立時に政府は国民に強制するものではないことを国会審議で明らかにしにもかかわらず、実教出版が「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と記述した点です。文部科学省はその記述自体は客観的事実であると認め、検定に合格させま



した。しかし卒業式・入学式等で教職員に国歌の起立斉唱を強制し、応じない者に懲戒処分を課してきた教育委員会は、それを強制とはいえないとの主張にもとづき、当該教科書の採択を制限ないしは禁止したのです。

採択をゆがめるこのような不当な政治的介入は、当時広島県でも起こりました。私たちの調査によると、この実教出版日本史教科書排除の動きと連動して、県内の複数の校長がメールや電話で他の校長に「実教出版は選定しないこと」「実教出版を選定したなら他社に差し替えること」を依頼していました。当該教科書を選定した校長は選定担当の社会科教員に実教出版排除の記事を見せて「選定替え」を指示し、校内選定委員会は形式的に選定替えを了承して、県教委へ提出した選定理由書を差し替えていました。

広島県の場合は県教委が直接「実教出版排除」の指示はしていませんでしたが、当時の担当指導主事との面談を通じて、県教委は校長会の中での排除の動きを承知して差し替えを了承したものの疑念は消えません。私たちは広島県教委に適正な教科書採択を行うことを要望しています。

## (2) 政府の4/27「答弁書」は、政府(官庁)用語として「慰安婦」とすることを決めたものであるだけで政府(官庁)用語を教科書に記述する必要はないこと

本年4月27日、日本維新の会馬場信幸衆議院議員の「質問主意書」に対して『従軍慰安婦』等の表現に関する「『強制連行』『強制労働』という表現に関する」答弁書が閣議決定されました。5月12日、日本維新の会藤田文武議員の質問に対して、政府は閣議決定をした答弁書をもとに、「1993年の河野官房長官談話を継承しつつ」「政府としては、『従軍慰安婦』と言う用語は誤解を招くおそれがあるから、単に『慰安婦』という用語が適切である」「『強制連行』は国民徴用令により徴用された朝鮮半島からの労働者の移入なので『徴用』を用いることが適切である」という答弁をしました。

そもそも政府の「答弁書」は、政府(官庁)用語として「慰安婦」とすることを決めたものであるだけで政府(官庁)用語を教科書に記述することを決めたものではありませんから、5月26日の衆議院文教委員会での教科書検定基準としての「政府見解条項」にある「基づいて」の解釈についての質問に対しては、「必ずその通りにすることを義務付けているものではない」と文科省審議官が答弁しています。

「政府見解条項」を新たに「検定基準」に加える案を諮問した検定審議会(2013年11月22日、12月20日)では、下記のように「政府見解と異なる見解を排除しない」意味であるとも説明しています。

「政府の統一的な見解や判例がある場合には、それらに基づいた記述が取り上げられていることを定めてはどうかということでございます。これは、政府の統一的な見解とは異なる見解を排除するという趣旨ではございませんので、政府の見解と異なる見解を記す場合には、政府の見解はこうであるということにも触れていただくことによって、バランスのとれた理解を児童生徒にさせていただくということになるのではないかという趣旨でございます。」(2013年11月22日、教科書課企画官)

「我々としては、意見が分かれていることについて政府の統一的な見解がある場合には、それに基づいた記述もしてくださいということ、我々の意図としては、「それに異なる考え方を記述してはいけないということまで求めていることではないというのは、これまでも大臣も会見などでもお話をしております」(2013年12月20日、永山教科書課長)

以上により、「政府見解条項」をどのように解釈しても、「今後そういった表現は不適切ということになります」として教科書記述を書き直すことにはなりません。従って、政府「答弁書」が閣議決定以外の記述を

排除する根拠にならないことは明らかです。

**(3) 今回の政府の「答弁書」は、歴史研究の成果や裁判での判例やこれまでの政府答弁に反しているの  
で、これを検定基準とすることはできないこと**

本年5月27日の国会質疑で最高裁判例に「軍隊慰安婦」の語句があることが指摘されています。

アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟判決（2004年11月29日最高裁）

判決理由

(2)いわゆる軍隊慰安婦関係の上告人らが被った損失は、憲法の施行前の行為によって生じたものであるから、憲法29条3項が適用されないことは明らかである。したがって、軍隊慰安婦関係の上告人らの論旨は、その前提を欠き、採用することができない。

また、1997年3月12日参議院予算委員会でも「強制連行」の妥当性が政府答弁として述べられています。

○政府委員（辻村哲夫君）

強制連行は国家的な動員計画のもとで人々の労務動員が行われたわけでごさいます。募集という段階におきましても、これは決してまさに任意の応募ということではなく、国家の動員計画のもとにおける動員ということで自由意思ではなかったという評価が学説等におきましては一般的に行われているわけでごさいます。

さらに最高裁判例にも使用されています。

広島三菱強制連行被爆損害賠償判決（2007年11月1日最高裁）

第1 事案の概要

1 被上告人らは、大韓民国に居住する同国の国民であつて、第二次世界大戦中に朝鮮半島から広島市に強制連行され、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆したと主張する第1審原告（以下「原告」という。）又はその承継人である。

つまり今回の「答弁書」が最高裁判例を踏まえていないことは明らかです。

従って、今回の政府の「答弁書」は、歴史研究の成果や裁判での判例やこれまでの政府答弁に反するものだから、「答弁書」を検定基準として教科書記述の書き換え、排除を是とすることはできないことは明らかです。

**(4) 政府(官庁)用語以外の慣例定着用語を教科書記述で使用できることについて**

かつて、在日米軍の「基地」表記は、政府(官庁)用語としては安保条約で「施設及び区域」としているの  
で不可とする検定意見が付きました。これについて、家永教科書訴訟の争点の一つとされ、現在では「基地」  
とする表記を文科省は受け入れ、大半の教科書がこの表記を用いています。

また、地理の教科書で「東京の西北に位置する群馬県は～」について、検定では「書き換え」意見が付けら  
れた事例がありました。官庁用語では8方位を表記する際、「北あるいは南」を「東あるいは西」よりも先にす  
ることになっていることが根拠です。そこで、早稲田大学の『都の西北、早稲田の柱に～』や鉄道の『東北  
線』、地方名の『東北地方』についての検定審議会の判断は、「慣例等で定着しているものは通例の表記でも良  
い」ということになりました。

従って、政府(官庁)内の用語として「単に『慰安婦』とする」ことを閣議決定したとしても、政府(官庁)用  
語だけを教科書記述に使用しなくてはならないという根拠にはならないことは明らかです。

**(5) 子どもの権利委員会勧告、国連報告を踏まえれば、閣議決定答弁書を教科書記述に反映させること**

## は不当であること

2010年に日本政府に出された子どもの権利委員会（総括所見）「7. 教育、余暇および文化的活動（条約第28条、第29条および第31条）」に係る勧告、

74. 委員会は、日本の歴史教科書においては歴史的出来事に対する日本側の解釈しか記述されていないため、地域の異なる国々出身の子どもの相互理解が増進されていないという情報があることを懸念する。

75. 委員会は、締約国が、検定教科書においてアジア・太平洋地域の歴史的出来事に関するバランスのとれた見方が提示されることを確保するよう勧告する。

に対して日本政府は次のコメントをしています。

### 日本政府のコメント

小中高校で使用される教科書に適用される教科書検定制度において、政府は歴史または歴史的事件に関する一定の見方を決定する立場にはない。民間企業が制作・編集する教科書の欠陥（明らかな誤りや著しく均衡を書いた記述など）を、審査時における客観的な学問的知見その他の適切な資料に照らして指摘するのは、政府関係者ではない研究者等から構成される教科用図書検定調査審議会である。・・・日本政府は、歴史教育の適正な実施を通じ、日本と世界に関する理解を深め、近隣諸国を含む他国との相互理解および相互信頼を強化しようと努めているところである。

以上から、日本政府は「歴史または歴史的事件に関する一定の見方を決定する立場にはない」ことを明言しており、歴史的出来事に係る教科書記述の決定する立場にないことは明らかであるから、「従軍慰安婦」「強制連行」等の教科書記述について、発行者に「訂正申請」を期待するなどの圧力をかけるべき立場にはありません。

2013年第68回国連総会では、「文化的権利に関する特別報告者」から次の指摘がされました。

歴史教育は、愛国心を強めたり、民族的な同一性を強化したり、公的なイデオロギーに従う若者を育成することを目的とすべきでない。幅広い教科書が採択されて教師が教科書を選択できることを可能にすること、教科書の選択は、特定のイデオロギーに基づいたり、政治的な必要性に基づいたりするべきではない。歴史教科書(の内容)の選択は歴史家の手に残されるべきであり、特に政治家などの他の者の意思決定は避けるべきである。

としている通り、政治家及び政府による歴史的用語の使用に係る意思決定をするべきではないことは、国際的な視点からも明確に指摘されているので、閣議決定が教科書記述に影響を与えるべきではありません。

## 結語

日本維新の会議員は国会で、「答弁書」を根拠に社会科教科書検定基準「(5) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」を歪曲して、検定合格教科書にまで「訂正」を求め、文科省は教科書発行者に対して「訂正申請を期待する」との圧力をかけています。しかし、検定基準「(6) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的出来事の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」への配慮もなく、根拠事実もない質疑と答弁と閣議決定だけで教科書記述を変えさせることは教育基本法第16条「教育への不当支配」に当たる重大な違法行為です。

呉市教委におかれては高等学校教科書の採択にあたり以上の理由により、「教育への不当支配」に加担することなく、教科書採択方針に則り公正・公平におこない、生徒の実態をよく知る教科指導の専門家である現場の教員たちの調査・研究に基づく選定を妨げるような、いかなる「指導」や「助言」もしない適正かつ公正な採択をしていただくことを請願します。





寄附受納について

学校施設課

呉市立昭和北小学校の児童に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
呉市立昭和北 小学校PTA	テレビ	7台	721,000円	R3. 6. 23



教科用図書採択に関する他都市状況調査について

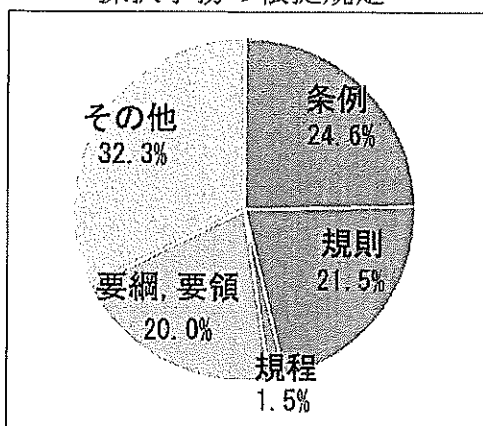
学校教育課

1 調査した市の数

中核市 59市 (全国の中核市)  
 県内市 6市 計65市

2 調査結果 (令和3年1月時点)

採択事務の根拠規定



(注) 集計結果の数値を、小数点以下第2位で四捨五入している。そのため、各回答の割合が100%に一致していない。

主に「選定委員会の設置・運営」の根拠規定について調査した。調査結果は次のとおり。

- ・「選定委員会の設置・運営」の根拠規定は、特に定まったものではなく、各市独自の判断で制定されている。
- ・「条例」又は「規則」と回答している市は、46.1%である。
- ・「規程」又は「要綱、要領」と回答している市は、21.5%である。
- ・「その他」と回答している市は32.3%であり、その多くは、複数の市町村で共同採択を行うため単独で決める権限がなく、条例化等が行われていない。

3 事務局の考え

- ・調査結果から、中核市等において、ある特定の方式が大勢を占めていることがないと分かる。
- ・本市は、教科用図書の採択事務の在り方について見直し、改善を重ねながら、現行の規程により実施し、公正性・透明性を担保している。
- ・規程を条例・規則にすることにより、公正性・透明性が増すものではないため、現行の方式から変更する必要はないと考える。

